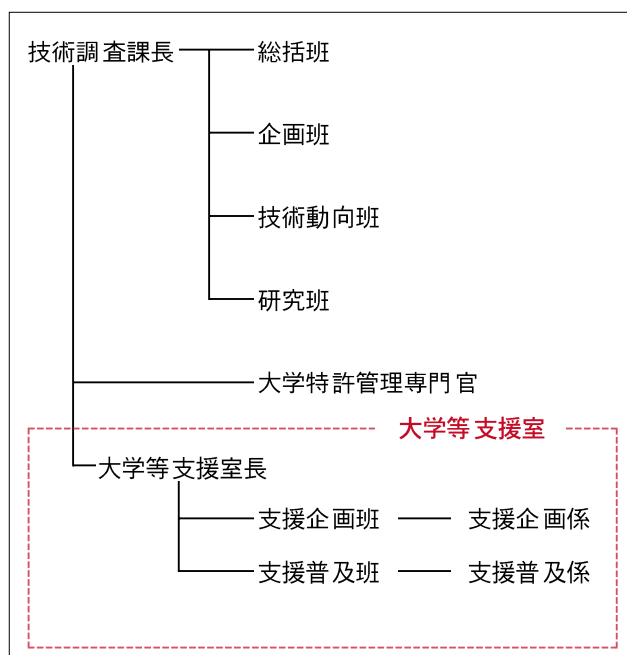


# 課室 紹介

## 技術調査課 大学等支援室

仲村 靖  
支援企画班長



【図1】

### ●はじめに

今回の課室紹介は、技術調査課大学等支援室になります。私が、当室にて様々な大学等に関連した業務に携わるようになったのは、平成15年の2月からですが、今回は、これまでに業務を介して経験したことや、当室の担当している様々な業務をなるべくわかりやすく読者の皆様に紹介させて頂きたいと思います。

まず最初に、当室の歴史から紹介させていただきます。大学等支援室は、総務部技術調査課の中に組織されております。発足は、平成13年1月6日に遡りますが、その前身は総務課企画調査室及び総務課大学等支援室（平成11年5月21日に訓令室として発足）です。その後、平成15年4月に組織改編され図1のような現在の組織となっております。

平成15年4月1日施行の特許庁事務分掌規定を参照すれば、大学等支援室の業務は、「大学等支援室は、大学等に係る工業所有権の主8特・活用及び工業所有権に関する教育・研究に対する支援に関する事務をつかさどる。」という規定になっております。

現在大学等支援室は、支援企画班、支援普及班の二班

体制です。しかしながら、当室の業務に深く携わる関係から、技術調査課長の直属である大学特許管理専門官についても大学等支援室のメンバーとして本稿では説明させて頂きます。

さて、支援企画班ですが、班長は特実からの併任者、係長は商標からの併任者が務めています。また、支援普及班の班長は、意匠からの併任者、係長は特実からの併任者が務めており、特許庁の特実・意匠・商標、全ての分野のスタッフによって構成されるバランスのとれた人員構成となっています。このバランスの良さは、後で説明する各種テキストを作成する場合に非常に重要なポイントになっていると考えています。

また、大学等支援室を構成する各班についての所掌事務については、以下のように規定されており、ご参考までに紹介いたします。

このように大学等支援室は、大学等に関連した産業財産権の取得、活用、教育、研究に対して様々な支援を行う関係から、大学関係者、経済産業省、文部科学省、特許庁関係諸団体等と協力しながら業務を遂行しているところです。個々の業務の内容については、後ほど詳細に説明していきます。

班名・職名	所掌事務
・ 支援企画班	1 工業所有権に関する大学等への支援施策の調整に関すること（工業所有権以外の知的財産権との調整を含む）。 2 大学等による工業所有権の取得・活用に対する支援に関すること。 3 工業所有権に関する研究に対する支援に関すること。 4 国家公務員の職務発明に関する補償の事務に関すること。 5 室の事務で他の所掌に属しないもの。
・ 支援普及班	工業所有権に関する教育に対する支援に関すること。
・ 大学特許管理専門官	大学における工業所有権の管理に関する支援に関すること

## ● 大学等に対する特許庁の支援の必要性について

「大学」と「知的財産」という両者の関係を考えると、次の二つの側面があると思われます。まず、大学は、法学、経済学等の分野から知的財産制度の在り方等に関する研究など、科学技術創造立国として発展していくための制度基盤を築くための研究を行っているといえることができます。また、別のアプローチをすれば、大学は、科学技術分野から創造的な研究を行い、基本特許に繋がるような知的財産の創出を行っているとも捉えることができます。

当室の業務は、大別すると、この二つの大学と知的財産の関係に対して、各種の支援業務を行っている部署であると説明することができます。

まず、大学における知的財産研究の基盤を考えると、我が国の知的財産に関する専門の研究者は、約30名程度であると言われており、欧米の知的財産に関する研究者層の厚みと比較すると不十分であるとも言えます。当室ではこのような観点から、知的財産研究の基盤整備、研究者人材の

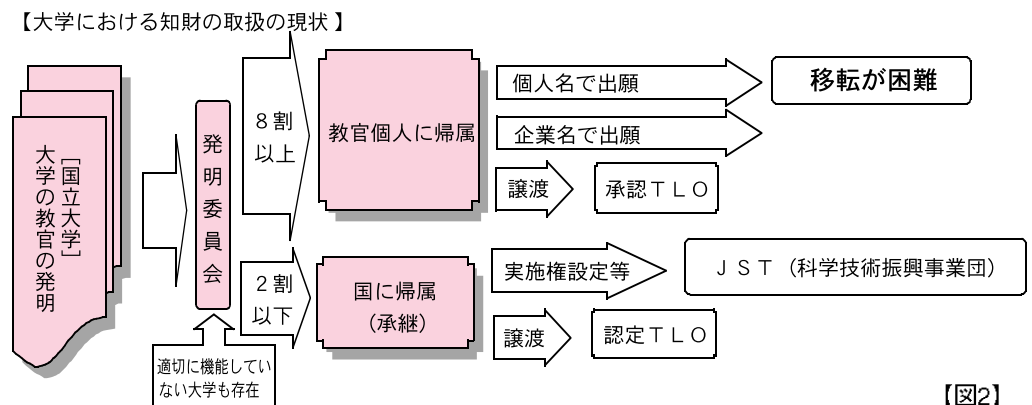
育成に関する支援事業を行っています。

また、皆様もご存じのように大学を巡る状況は大きく、急速に変貌を遂げようとしており、例えば、平成16年4月より国立大学を法人化する法案が、今通常国会において成立したところです。

平成8年の科学技術基本計画、平成11年の学術審議会の答申「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」、平成13年の第2期科学技術基本計画等において産官学の連携の重要性が述べられるとともに、これまで大学の普遍的な使命であると言われていた教育と学術研究に加え、「社会への貢献」という第三の使命へ取り組むことが必要であるという指摘も成されています。

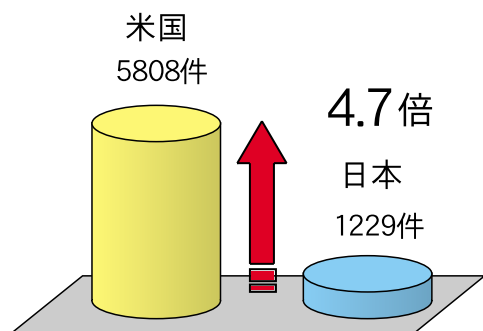
さらに、知的財産戦略の確立が国家目標であることを明確に位置付けた昨年2月の小泉首相の施政方針演説、同年7月の「知的財産戦略大綱」の策定、同年12月の知的財産基本法の公布、本年3月に設置された知的財産戦略本部により7月にとりまとめられ、国家として取り組むべき事項を示した「知的財産推進計画」といった知的財産を巡る大きな流れもあります。この推進計画の中においても、例えば、「大学における知的財産の創造を推進する」、「知的財産関連人材の養成と知的財産教育・研究・研修を推進する」といった大学に関するものが多数盛り込まれています。

一方、現状における大学からの知的財産の創出と活用といった点について述べると、国立大学の教官が発明を行った場合は、原則、大学の発明委員会に届け出なければならず、国の権利とするか教官個人の権利とするかは、各大学において組織される発明委員会の審議を経て決定されるという仕組み（第2図参照）になっています。現在、大学の



【図2】

## 日米の大学・TLO特許出願比較（2001年）



(資料) AUTM2001年報、経済産業省調べ  
・米国は、米国年度のデータです  
・日本のTLOは16機関（2001年末現在）

【図3】

研究者（教官）の発明に係る特許の大多数（8割程度）が研究者個人の帰属となる状況にあり、大学の教官名で出願したり、研究のパートナーである企業側が出願しているケースが多く、日本の大学の特許に関する出願件数は、大学に所属する研究者の総数や、ほとんどの発明が大学に帰属する米国の状況と比較した場合に十分でないと指摘される状況（第3図参照）にあります。

また、大学における研究者（教官）の評価が研究論文や学会発表が主体であるということも、研究者が知的財産に対して積極的に取り組みにくい一因であるという指摘もあります。

このような観点からも、大学等において創造的な研究開発が活発に行われ、その研究成果が適切に権利化されることにより、産業界へ効率的に移転される仕組みの構築や、大学等の研究者が知的財産の創造へ積極的に取り組むためのインセンティブの付与、知的財産マインドの醸成といったことを目的として、各種の支援事業をおこなっています。

このように、当室においては、大学の知的財産に関して、人文学系的な側面と理工学系的な側面の両面から支援を行っていると言えます。

ここで、各班の担当する主な業務を以下に示した後に、各業務について説明して行きます。

### 【各班の担当する主な業務一覧】

#### 支援企画班

- (1) 大学での知的財産権研究の支援、研究成果の普及
- (2) 国際共同研究、知的財産権研究者人材の育成
- (3) 大学研究者向け研究成果の特許出願願等に関するパンフレットの作成と配布

#### 大学特許管理専門官

- (1) 大学への知的財産管理アドバイザーの派遣
- (2) 大学等への相談員派遣

#### 支援普及班

- (1) 大学等・企業等を対象とした産業財産権セミナーの開催
- (2) 知的財産教育の全国展開
- (3) 知的財産教育用テキストの作成と配布
- (4) 知的財産教育研究事業

## ●各班担当の主な業務の詳細について

### 【支援企画班】

- (1) 大学での知的財産権研究の支援、研究成果の普及

#### ○大学における知的財産研究の推進

これまで、知的財産権に関する研究は、大学の法学部を中心に行われてきましたが、「知的創造サイクル」において知的財産権は、創出された新技術の適切な保護及び活用を促進することにより発明活動・創造活動を奨励する役割や、技術等の知的創造物を財貨として明確に位置付けることにより経済的価値を生み出す役割を担う等、経済及び理工学等に密接に関連していると言えます。そこで、知的財産権に関する研究においても、従来のような法学的な観点に加え、経済学的及び理工学的な観点を併せて総合的及び実学的に行うことを目的に、平成10年度より、法学・経済学・理工学等の研究体制が備わり、知的財産法についての知識及び経験が豊富な人材を確保している大学において、学際的な協力の下、企業の経営活動も踏まえた実学的見地からの大学における知的財産権研究の推進事業を行っています。（当室では、これを大学プロジェクトと称しています。）

平成15年度からは、当該事業をより実りあるものとするため、知的財産権の専門研究機関である（財）知的財産研

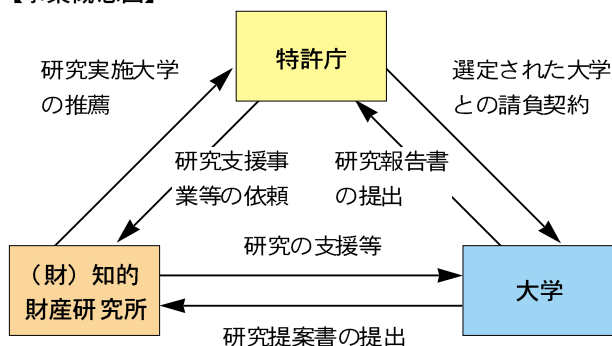
研究所により、

- ① 本プロジェクトに参加する大学の公募、
- ② 有識者による大学の選定、研究成果の評価、
- ③ 研究実施大学の研究支援

を行い、大学の知的財産権研究における質的・量的な向上を図り、その研究成果が、知的財産施策等の基礎資料に資することを旨として本事業を展開しています。

本事業の担当者の主な業務は、大学への本事業の周知や公募の方法、公募するテーマの企画立案に関する業務や、本事業を依頼している（財）知的財産研究所を介しての、研究実施大学の研究進捗状況の把握等が主な業務になります。

【事業概念図】



○地域研究交流会の開催

各地域の大学・産業界と特許庁との産業財産権研究交流を促進し、特許庁の産業財産権調査研究成果の普及、研究者層の拡大、ひいては我が国における産業財産権研究の活性化を目的として、各地域において研究交流会を開催しています。研究交流会では、先に説明した大学における知的財産権研究の研究成果の報告や、特許庁の行っている産業財産権研究成果の発表、知的財産権に関する政策立案者、法学者、産業界実務者の講演等を行い、地域の研究者、実務家等と意見交換等を行うことで、我が国の産業財産権研究基盤の拡充を図っています。

当室の担当者は、本事業に係る研究交流会の統一テーマの策定、講演者の選定、開催地選定等の企画を担当します。ちなみに、平成15年度における交流会の統一テーマは、「知財立国へ向けて」という方向で検討を進めている状況です。

【地域交流会の実施状況】	
平成10年度	1回開催（福岡）
平成11年度	1回開催（大阪）
平成12年度	3回開催（東京、大阪、沖縄）
平成13年度	3回開催（東京、大阪、札幌）
平成14年度	3回開催（東京、大阪、名古屋）

【平成15年度の研究実施予定大学】

大学名	研究テーマ
一橋大学	知的財産の測定と開示 ①知的財産、無形資産の分類 ②知的財産、無形資産の測定、価値評価 ③知的財産、無形資産の開示 高度知的財産専門教育の在り方に関する総合的研究 ①国内外の教育機関における知的財産専門人材育成に関する調査検討 ②知的財産専門人材の育成のための教育ソフトの開発 ③知的財産教育手法の実践的研究
奈良先端科学技術大学院大学	①地域振興のための知的財産に関する指標作成に関する研究 ②既存産業業種転換による知的財産クラスター形成に関する研究 ③社会基盤有用知的財産の権利化に関する研究
立命館大学	①デジタル・アーカイブの知的財産権問題 ②最先端デジタル技術の知的財産権問題
慶應義塾大学	①公的領域の技術情報と特許権の相互関係 ②情報通信産業における知的財産権と競争政策の相互関係 ③成功に結びつく産学連携ビジネスモデルの構築 ④大学技術の商業化におけるビジネススクールの役割

(2) 国際共同研究の推進、知的財産権研究者人材の育成について

WTO・TRIPSの場における検討に見られるような、世界的な規模での産業財産権制度のハーモナイゼーションの動きを踏まえた上での制度構築等の検討、さらに、インターネットに代表されるような、世界的規模のデジタルネットワーク上での新たな保護対象の出現や、ゲノム解析成果物といった先端技術分野の保護等を視野に入れた国際的な視点からの産業財産権制度の研究が必要不可欠であるといった観点から、海外研究者との研究交流、海外での先進的な研究機関等での研究を行うことで、我が国の研究者の国際的視点に立った産業財産権研究の推進を目的とし、海外研究者の招へい、我が国研究者の海外研究機関への派遣を行っています。

また、技術的知見・素養を有する知的財産権研究者・専門家に対するニーズの高まり、国際的な知的財産保護に関するルールの提案、例えば、新保護領域等における知的

財産権の保護・活用に関する政策立案といった我が国における今後の知的財産政策の中核を担う知的財産を専門とする人材を様々な分野で養成することを目的として、若手研究者を知的財産の専門研究機関において研究する機会を提供する事業を展開しています。

#### 【国際共同研究・知的財産権研究者人材育成事業の概要】

##### ① 研究者招へい事業（平成9年度から実施）

欧米諸国から産業財産権分野の有識者を1～2月間我が国に招へいし、欧米諸国における最新の産業財産権保護の状況と我が国の状況との比較研究を行っています。

また、アジア地域から、今後、産業財産権分野のオピニオンリーダーとなる研究者を、3～6ヶ月間、我が国に招へいし、アジアにおける産業財産権政策のあり方を中心に、我が国の産業財産権保護の状況との比較に基づく研究をそれぞれ(財)知的財産研究所研究員との共同研究により行っています。

##### ② 研究者短期派遣事業（平成10年度から実施）

我が国研究者を3～4ヶ月間、マックスプランク等の欧米の研究機関へ派遣し、海外研究者と国際共同研究を行う事業を展開しています。

##### ③ 研究者長期派遣事業（平成13年度から実施）

欧米の優れた産業財産権研究機関に若手研究者を2年間派遣し、欧米の産業財産権研究の実態や、産業財産権活用（産業界）の実態に触れ、国際的視野で産業財産権の研究を行い、我が国産業財産権研究者・専門家を育成・確保する事業を展開しています。

##### ④ 知的財産特別研究員事業（平成13年度から実施）

法学、経済学、理工学分野等の分野における若手研究者を国内の産業財産権研究機関において補助研究員として1年間採用し、我が国における将来の産業財産権研究者・専門家を育成する事業を展開しています。

このような産業財産権に関する人材を育成する事業を推進するとともに、研究成果を発表する公開セミナーの開催、セミナー参加者との意見交換、日本語及び英語等の研究成果報告書を作成といった事業を展開し、研究成果の普及も図っています。

#### 【国際共同研究・知的財産権研究者育成事業の成果の一例】

##### (1) 平成14年度、国際招へい研究の概要 外国招へい研究者4名

① Frank-Gotzen（ベルギー）  
Professor in the Law Faculties of the Catholic University  
Brussels and Leuven, Director of the Center for Intellectual  
Property Rights

「拡張する欧州保護制度：日本の制度との比較研究」

② 羅 東川（中国）

中国最高人民法院判事

「中国と日本の知的財産権の司法制度の比較に関する研究」

③ Viet D-Phan（ヴェトナム）

弁護士、司法研修所講師

「知的財産権のエンフォースメント」

④ Sigrid Asschenfeld（独）

Max-Planck Institute for Foreign and International  
Patent, Copyright, and Competition Law

「立体商標の保護」

##### (2) 平成14年度、短期派遣研究の概要

派遣者：企業実務者2名

① 「米国における機能的クレームの解釈について」

派遣先：米国 ワシントン大学

② 「インターネットを通じた電子商取引等の健全な発展を促すための知的財産権法制度のあり方」

派遣先：スイス スイス連邦工科大学

##### (3) 平成14年度、長期派遣者研究の概要

派遣者：若手大学研究者2名

① 「情報契約と知的財産法」

派遣先：米国 ハーバード大学

② 「知的財産を構成する情報の性質の考察」

派遣先：仏国 エクス・アン・プロ・ヴァンス政治学  
院

##### (4) 平成14年度、特別研究の概要

採用研究者2名

① 「WTOのTRIPS協定における医薬品関連発明の保護の枠組み」

② 「知的財産権侵害訴訟における外国国家および外国  
国家企業の主権免除」

### (3) 大学研究者向けパンフレット「研究成果を特許出願するために」の作成と配布

大学・公的研究機関等での研究開発から知的財産の創出拡充を図ること、特に大学等の研究者及び事務職員に対し、知的財産に関する知識と意識の向上を図ることを目的として、当室では、庁内の関係各課及び庁外の関係府省の協力の下に、研究成果の特許出願の重要性、TLOを活用した技術移転の実例の紹介、外国での特許取得、特許庁が大学に対して行っている支援メニューの紹介等を掲載した大学等の研究者及び大学事務関係者向けのパンフレットを作成し、全国の企業・大学・行政等の実務者、研究者、専門家が多数参加する産学官連携の会議や、全国の技術系の大学を中心に配布しています。

#### 【大学研究者・大学事務職員向けの特許出願等に関するパンフレット】



#### 【パンフレットを配布した第2回産学官連携推進会議】



### 【大学特許管理専門官】

#### (1) 大学への知的財産管理アドバイザーの派遣事業

科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会のもとに設置された知的財産ワーキング・グループの報告書には、大学における知的財産の取扱いに関する基本的な考え方として「我が国における知的財産等の管理に関する状況の変化や諸外国の状況を踏まえ、また、国立大学の法人化を一つの契機としてとらえれば、各大学が積極的に知的財産等の管理・育成・活用の推進に取り組む意欲を持ち、これに必要な能力を整備することを前提に、各大学で生み出される知的財産等について、原則として大学に帰属させ活用を図るなど、今後は各大学が自らのポリシーのもとで組織し、一元的に管理・活用を図ることができるようになることが望ましい。」としています。

従って、大学等において知的財産の一元的な管理・活用が円滑に行えるように、知的財産管理機能の充実を図ることを目的とし、2002年度より大学等が自ら知的財産の管理部門を運営するための組織を構築する手助けをするための専門家を派遣する事業を行っています。

この事業は、民間企業の知的財産管理業務経験者等

#### 【知的財産管理アドバイザーの派遣先大学（2003年度）】



(備考) 色つきは、2002年度より継続して派遣している大学

(企業の知的財産部門の人材)を知的財産管理アドバイザーとして3年間大学に派遣し、大学の特許出願等、知財管理体制の構築を支援するものです。知財管理アドバイザーは、大学側の知的財産管理を行うスタッフを指導して大学の特許出願・特許管理体制の構築支援を行っていきます。

2003年度は10大学に派遣を拡大しているところです。

本事業の担当者は、採用された派遣先大学と知財管理アドバイザーのマッチング等を行っています。

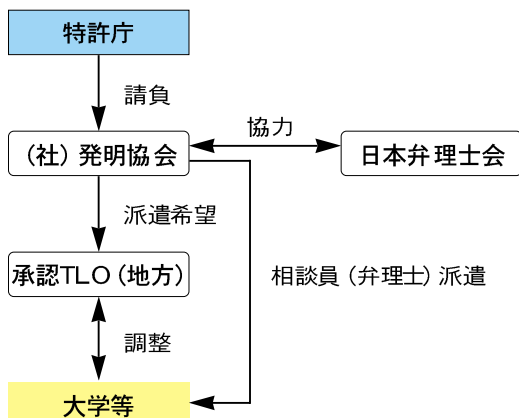
また、本事業の実施を通じて得た成果、ノウハウ等をもとに、大学において知的財産管理体制を構築していくために必要な事項をまとめたマニュアルを現在作成中であり、本事業の成果等の普及を図るため、知的財産管理アドバイザーを派遣していない大学を対象にして、同マニュアルを用いて知的財産管理セミナーを開催することを計画しています。

## (2) 大学等への相談員派遣事業について

大学等の研究者が生み出した具体的な研究成果を研究者自身が特許出願に結びつけるなど、特許出願の手続きについての確に判断することは、産業財産権等に関するセミナー等で一般的な基礎知識を学んだだけでは難しい場合が多く、研究者自身が権利書ともなる特許明細書を十分に纏めるには、さらに専門的な知識が必要となってきます。

このため、2001年度より、大学等で創造された知的財産を適切に保護して活用するため、弁理士が少ない地域のTLOに関係する大学を対象とし、産業財産権の専門家(弁理士)を派遣し、大学等の研究者に対して、個別の出願相談を受けたり、的確なアドバイスを行う事業を展開しています。

### 【事業概要図】



### 【事業の実施状況】

平成14年度：29大学等（7TLO）に110回実施。

平成13年度：24大学等（5TLO）に111回実施。

### 【相談内容】

大学研究者から研究成果の特許出願に関わる個別相談を受ける方式で実施。

相談を受ける主な内容は、発明の評価、出願手続、審査手続、実施権権利設定等権利活用に関する事項、特許係争等知的財産権全般に関する事項等。

### 【支援普及班】

#### (1) 大学等・企業等を対象とした産業財産権セミナーの開催

質の高い知的財産を生み出す仕組みを整え、知的財産を適切に保護し、社会全体で活用するためには、知的創造サイクルを支える人材の育成・確保が急務となります。知的財産の保護とその活用に係る知識の醸成は、今や国民一人一人にとって必要不可欠なことであり、中でも、企業等への技術シーズ提供元として期待される大学・国公設試験研究機関や新規産業創出の担い手として期待される中小・ベンチャー企業に対して、知的財産の保護と活用の重要性について、理解と知識を深めることが益々重要となっています。本事業は、上記のような目的から、大学等の研究者、中小・ベンチャー企業の経営者、ベンチャーキャピタル、経営・技術コンサルタント等に対し、対象者別に教示する内容をアレンジした対象者別セミナーを全国で開催しています。

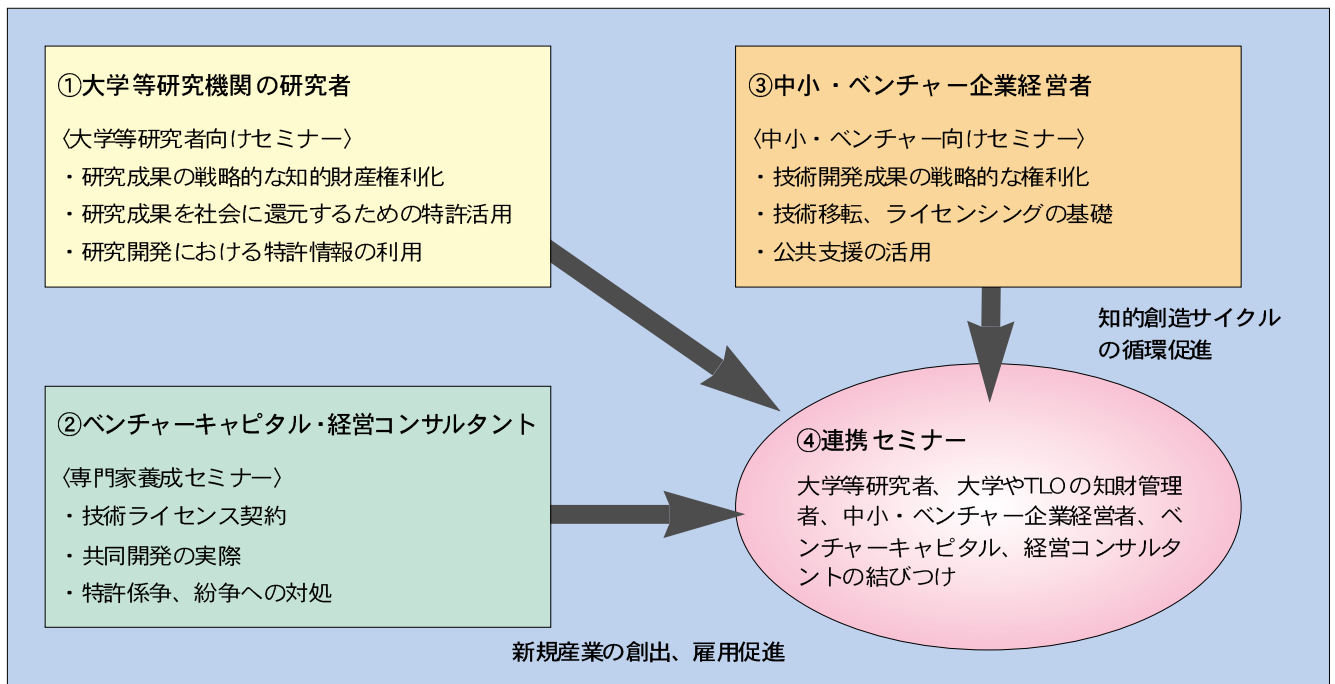
### 【各種セミナーの内容】

#### ① 大学等研究者向けセミナー

大学・公的研究機関の研究者等を対象に、研究成果の特許化促進を目的として、研究成果を特許明細書として書き下す手法や、権利化による研究成果の社会還元の意味、権利活用について解説する「大学・公的研究機関研究者向けセミナー」を開催しています。

#### ② 中小・ベンチャー向けセミナー

中小・ベンチャー企業の経営者を対象に、新事業の創出に重要な役割を果たす知的財産権の戦略的な取得と活用の手法について、実際の製品における知的財産権の活用例



や、産業財産権情報の戦略的活用方法等を説明する「中小・ベンチャー企業向けセミナー」を開催しています。

### ③ 専門家養成セミナー

知的財産権の評価方法、特許紛争への対処方法、ライセンス・技術移転の実務等、中小・ベンチャー企業に対し知的財産権の戦略的活用法等の助言を行う知的財産専門家（ベンチャーキャピタル、経営・技術コンサルタント、中小企業診断士等）の養成・能力向上を目的とした「専門家向けセミナー」を開催しています。

### ④ 連携セミナー

各セミナーの参加者を結びつけ、地域経済の発展へ貢献できるよう各人材の交流を目的とした「連携セミナー」を開催しています。

このように、受講者に応じた各種セミナーを提供しているわけですが、担当者は、使用するテキストについても受講者の要望に幅広く応えることができるように様々なテキストの企画構成を行っています。

### ⑤ 対象者別セミナー用教材の紹介

#### 「ビジネス活性化のための知的財産活用」

新規産業の創出やビジネスの活性化に欠かせない特許活用、特許戦略の手法について実例を基に解説しています。

#### 「書いてみよう特許明細書 出してみよう特許出願」

研究成果を特許明細書として書き下す手法や特許出願手続の流れを具体例に則しながら解説、特許明細書や特許制度を修得できる演習問題等も掲載しています。

#### 「研究開発 活かそう社会に」

権利化された研究成果の技術移転や社会還元にあたっての重要な事項をまとめたハンドブックです。





## (2) 知的財産教育の全国展開について

知的財産制度に関する実践的知識を備えた人材を育成するため、1998年度から高等・専門教育機関を対象として、知的財産権に関する正しい知識と基礎実務の習得を目的とし、産業財産権標準テキストを提供しています。あわせて標準テキスト等教材の活用方法を伝えるための教職員向け講習会や、産業財産権標準テキストを使った学生向けのセミナー等を全国各地で開催しています。

また、知的財産を保護・尊重する意識を学校教育段階から醸成するため、初等・中等教育段階のそれぞれの年齢層にあわせて策定した知的財産教育用副読本を、学校教育機関を通じて提供し、さらに教職員に向けた知的財産教育の支援セミナーを全国各地で開催するなど知的財産教育の普及・定着を図っているところです。

担当者は、このテキスト作成のための企画、セミナー開催に関する企画等が主な業務になります。

### 【事業内容】

#### ① 知的財産教育用教材の提供と知的財産教育支援セミナーの開催

これまでに学校教育のそれぞれの年齢にあわせて知的財産を学べるように、3種類の副読本とビデオやCD-ROM教材などのマルチメディア教材、それぞれの産業財産権毎に基礎実務能力を身につけられる標準テキスト（特許編、意匠編、商標編、流通編）を作成し、毎年全国の学校教育機関に配布希望調査を行って無償で提供しています。

また、学校教育における各種副読本や標準テキストの利用促進をはかるため、知的財産制度の概要や知的財産教育の手法を説明する教職員向けセミナーや知的財産マインドを醸成するための児童・生徒向けセミナーを全国各地で開催しているところです。

#### ② 専門高校・高専における知的財産教育を支援する「実験協力校」事業

工業高等学校では、平成15年度からの新学習指導要領において、新科目「工業技術基礎」が設けられ、その中で「工業所有権を簡単に扱うこと」とされています。また、商業高等学校においても学習指導要領において、ビジネスや財産権を扱うこととしており、知的財産制度や知的財産の活用について学習する専門高校が多数で始めています。

当室においては、平成12年度から、全国の工業高等学校17校による協力の下、学校教育の場において標準テキストを利用した産業財産権（工業所有権）教育を実践し、その学習活動の内容を「事例集」としてまとめ、全国の工業高等学校に提供する事業を展開してきました。

本事業は、平成13年度には、全国から49校の工業高等学校及び5校の国立工業高等専門学校を実験協力校として研究委託し、平成14年度には、工業高校64校、国立高専15校、商業高校7校に、平成15年度には、工業高校57、国立高専15校、商業高校17校、農業高校7校に拡大し、全国の専門高校、高専において知的財産教育の浸透、定着に努めているところです。

#### ③ 副読本の授業プラン集の作成

小学校段階から知的財産マインドの醸成をはかるため、小学校向け副読本を学校教育でより効果的に活用できるように、現職の小学校教員が小学校向け副読本「あなたが名前をつける本」を使って実践した授業プランを収集し、授業プラン集としてまとめてきました。この成果は、後ほど紹介するテキストの「あなたが名前をつける本」の配布を行った全国の小学校に提供する予定です。

#### (3) 知的財産教育用テキストの作成と配布について

ここでは、大学等支援室の普及班が作成し、各教育機関に無償で配布しているこれらのテキストについて簡単にご紹介させていただきます。

##### 【知的財産教育用テキストの紹介】

###### 「産業財産権標準テキスト特許編」

(対象) 工業高校・大学理工系学部の学生

(内容) 産業財産権に係る出願書類の作成から権利取得までの基礎的な事項を解説しています。

2002年度は大学290学部、専門高校約1,000校に提供。

###### 「産業財産権標準テキスト意匠編」

(対象) 大学デザイン学科等の学生

(内容) 工業デザインの知的価値、独創的なデザイン創造の重要性、意匠制度について解説しています。

2002年度は大学230学部、専門高校約340校に提供。

〈専門高校・高等教育機関へのテキスト・副読本の配布〉

大学・高等専門学校、専門高校等

〈標準テキスト等の提供〉

- ・特許編 約1800箇所 約18万3千部  
(大学等約290学部 約3万3千部、専門学校約1000校 約14万7千部)
- ・意匠編 約1100箇所 約3万8千部  
(大学等約230学部 約1万7千部、専門学校約340校 約1万8千部)
- ・商標編 約1100箇所 約3万8千部  
(大学等約230学部 約1万7千部、専門学校約340校 約1万8千部)
- ・流通編 約1100箇所 約3万6千部  
(大学等約220学部 約1万5千部、専門学校約340校 約1万7千部)

小学校・中学校・普通高校等

〈副読本の提供〉

- ・小学校向け 約4000箇所 約25万3千部  
(小学校約2700校 19万3千部、その他へ6万部)
- ・中学校向け 約2900箇所 約20万2千部  
(中学校約1600校 約14万6千部、その他へ5万6千部)
- ・高校向け 約1800箇所 約8万4千部  
(高校約250校 約2万4千部、大学等約220学部 2万部、  
専門高校約370校 2万部)

「産業財産権標準テキスト商標編」

(対象) 商業高校・大学経営学部等の学生

(内容) 商品企画などで考え出された商標を登録して活用することの重要性、企業のブランド戦略などについても解説しています。

2002年度は大学230学部、専門高校約340校に提供。

「産業財産権標準テキスト流通編」

(対象) 大学高学年から大学院生

(内容) 知的創造サイクルの中で特許制度が果たす役割、企業における特許の活用、ライセンス契約に関する基礎的な知識について解説しています。

2002年度は大学220学部、専門高校約340校に提供。

【知的財産教育用教材の紹介】

「あなたが名前をつける本」

(対象) 小学校高学年以上

(内容) 発明工夫への興味を高め、個々人の個性や独創的なアイデアを尊重する意識を芽生えさせることを目的とした副読本です。

2002年度は約4,000箇所に提供。

「アイデア活かそう未来へ」

(対象) 中学生以上

(内容) 特許制度をはじめとする知的財産権制度の概要及び産業発展と特許の関わりについてのマンガ等を利用して解説しています。

2002年度は約2,900箇所に提供。

「特許から見た産業発展史」

(対象) 高校生以上

(内容) 明治時代の近代日本創生から現代のプロパテントの時代まで、日本の産業発展に特許制度が果たした役割を分かりやすく解説しています。

2002年度は約1,800箇所に提供。



#### 【マルチメディア教材の紹介】

CD-ROM教材「発明ってなんだ?」、「特許ってなんだ?」  
発明と特許に関するデータベース的なソフトウェアです。

#### CD-ROM教材「特許ってなんだ?」

子ども自身がアイデアについて考え、調べ、創造することを促進するソフトウェアです。

#### ビデオ教材「ドクターランプ んちゃ! あられのおしおき!」、「アイデア泥棒をやっつけちゃえ!」

物語の中に発明と特許制度のポイントが織り込まれ、アラレちゃんの活躍を楽しみながら、特許について自然に理解が深められるよう構成にしています。

#### ビデオ教材「がんばれ! コボちゃん牛乳」

商標の意味と役割、品質を守る生産者の努力など、商標に関する知識についてわかりやすく解説しています。



#### (4) 知的財産教育研究事業について

知的財産教育の普及・支援のために、年齢に応じた3種類の副読本、4種類の標準テキストを策定し、小学校・中学校・高等学校に教材の配布と講師派遣等の支援事業を展開していることは、先に説明させて頂いていますが、一方、知的財産教育が確実に浸透していくためには、創造性教育と知的財産権制度の深い知識、教育手法を備えた教

職員をより多く増やすことも重要です。

そこで、本事業は、

#### ① 大阪教育大学

学校教育機関の教職員を養成する大学教育学部に対して、知的財産教育を取り入れ、将来教鞭を執る教育学部の学生への指導方法についての研究。

#### ① 三重大学

学校教育機関の現職教職員が児童・生徒に対して如何に知財教育を実践することが効果的であるのかについての研究。

#### ③ 東海大学

学校教育機関における創造性教育と知的財産教育の調和のあり方、最適な融合方法などの研究と研究成果に基づいた知的財産教育の実践による検証分析の研究。

#### ④ 大阪工業大学

大学等の高等教育機関において、将来、技術者・経営者等として知的創造サイクルに関わる多様な人材に対して、それぞれ必要となる知的財産教育が行われるための、知的財産教育モデルの研究。

を各大学に依頼し行う予定です。各大学で行った研究成果は、全国の学校教育機関の教員及び教員養成大学に普及させ、知的財産教育の充実と定着を図っていくこととなります。

#### ●最後に

これまでにご説明させて頂いたように、大学等支援室は、大学等における知的財産権の研究、知的財産研究者人材の育成等に関する支援を行うことで、我が国が今後、科学技術創造立国へと発展するための知的財産制度研究基盤の構築を図るとともに、大学に知的財産専門人材を派遣する事業等により、大学等から生まれる創造的な研究成

果が、知的財産として適切に権利化され社会に活用されることを目指すとともに、小学生から大学研究者等に至る全ての層に対して、適切なテキスト・セミナー等を提供する事業を展開し、このような活動を通じて、我が国の国民全体が、知的財産権への理解、知的財産権への尊重といった知的財産マインドの醸成を図って参ります。

大学の社会に対する貢献が求められている今日の状況下において、創造的な知的財産の創出、知的財産に関する研究について大学の果たす役割は大きなものがあり、当室が大学等に支援できる業務の重要性、その範囲も今後益々拡大していくものと考えており、大学等支援室は、大学等に対する知的財産権に関連した様々な支援事業を展開し、知的財産立国の早期実現を目指して室員一同業務に励んでいきますので、今後も特技懇の会員の皆様のご支援を宜しくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、当室の担当している業務を中心に紹介させていただきました。

## Profile

仲村 靖 (なかむら やすし)

平成4年4月 入庁  
平成8年4月 審査第3部生産機械審査官  
平成10年4月 総務部総務課企画調査室企画係長  
平成11年4月 特許審査第2部自動制御審査官  
平成15年4月から現職

